

2日獣発第76号

令和2年7月14日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会

会長 藏内 勇夫

(公印及び契印の押印は省略)

家畜伝染病予防法の改正について（協力依頼）

このことについて、令和2年7月1日付け2動検第299号をもって動物検疫所長から別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、令和2年3月27日に家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）の一部が改正され、令和2年7月1日に施行されたことを受けて、別添のとおり畜産物の輸出入検疫の強化について協力を依頼されたものです。

つきましては、貴会会員に周知方よろしく願いいたします。

本件のお問合せ先

公益社団法人 日本獣医師会

事業担当：堂領

TEL 03-3475-1601

公益社団法人日本獣医師会長 殿



家畜伝染病予防法の改正について（協力依頼）

皆様方におかれましては、平素から動物検疫の実施に当たり、格別の御配慮をいただき、感謝申し上げます。

そのような中、平成30年9月に我が国で26年ぶりにCSF（豚熱）が発生し、国内の養豚農家に甚大な被害を及ぼしました。このため、感染野生動物から飼養豚への感染防止策を強化するとともに、農場における飼養衛生管理を徹底し、家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に努めているところです。

また、一昨年以降、アジア地域においてASF（アフリカ豚熱）の発生が急速に拡大し、我が国へ侵入する脅威が一段と高まっており、同病を含む悪性の伝染性疾病の侵入防止を徹底することが重要であることから、本年3月27日に家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）の一部が改正され、本日、施行されました。

このうち、畜産物の輸出入検疫の強化に関しましては、

- 1 出入国者の携帯品中の畜産物の有無について、家畜防疫官が質問・検査できるよう措置（改正後の法第40条第5項及び第45条第5項）、
 - 2 輸出入検疫の結果、発見された違反畜産物について、家畜防疫官が廃棄できるよう措置（改正後の法第46条第4項）、
 - 3 動物検疫所長は、輸出入検疫に係る事務を円滑に行うため、船舶・航空会社や海・空港の管理者等に対して必要な協力を求めることができるよう措置（改正後の法第46条の4第1項）、
 - 4 輸出入検疫に関する罰金刑の引上げ（個人：300万円以下、法人5,000万円以下。この罰則は、郵便等による郵送による輸入であっても適用される）（改正後の法第63条、第69条等）
- 等、所要の改正が行われたところです。

つきましては、法改正の趣旨に則り、動物検疫所が今まで以上の厳格な輸出入検疫を実施するため、より一層の御協力をよろしくお願いいたします。

【参考】

動物検疫所 Web サイト広報資料ページ：

<http://www.maff.go.jp/aqs/topix/pamphlet.html>

